

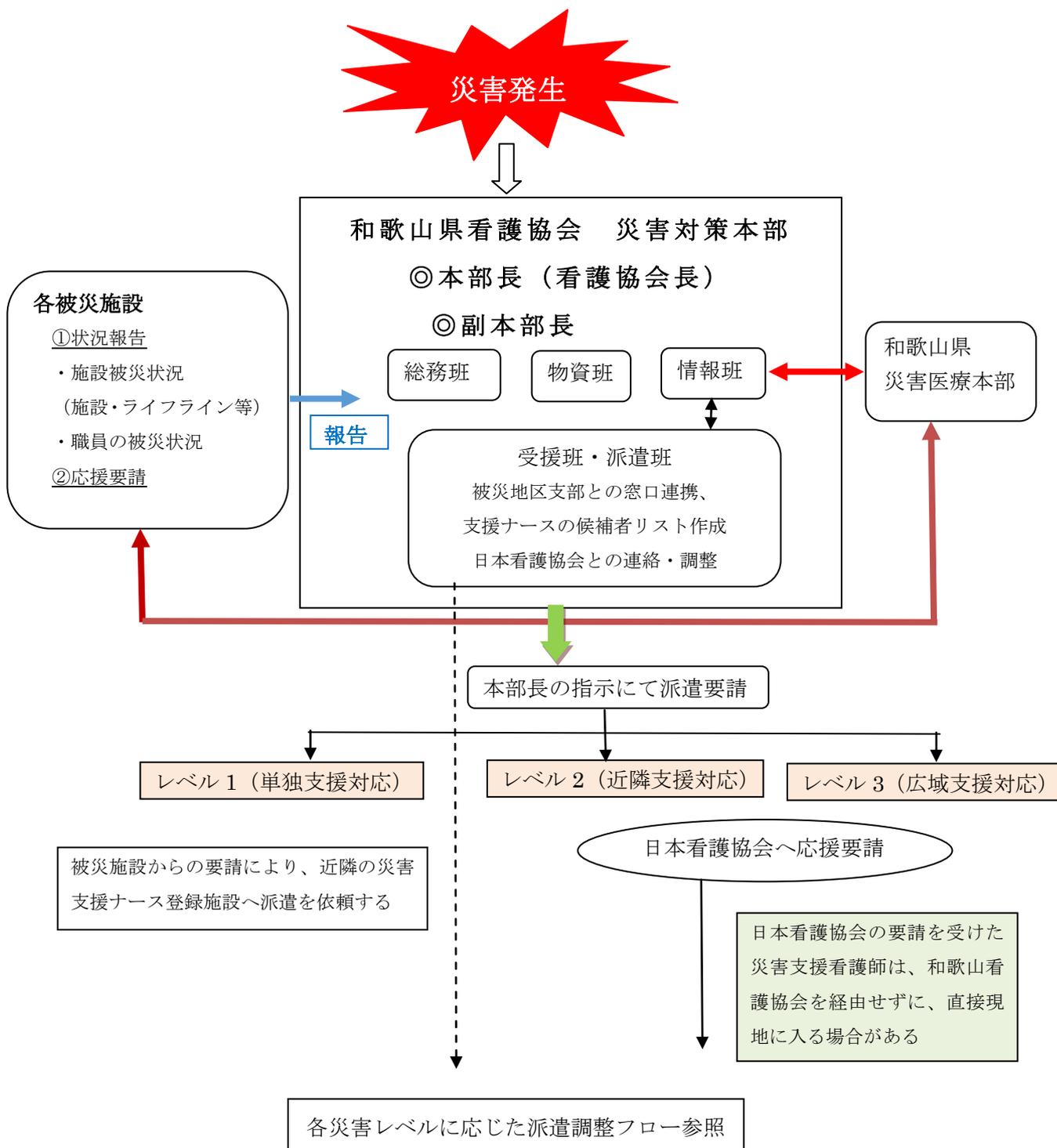
災害支援ナース受け入れ手順

IX. 災害支援ナース受け入れ手順

1. 和歌山県における災害支援ナース受け入れの流れ

本会は各地区支部と連携を図り情報収集及び発信を行い、また被害状況により関係機関、行政、日本看護協会、都道府県看護協会に派遣を要請し災害支援ナースの受け入れを行う。

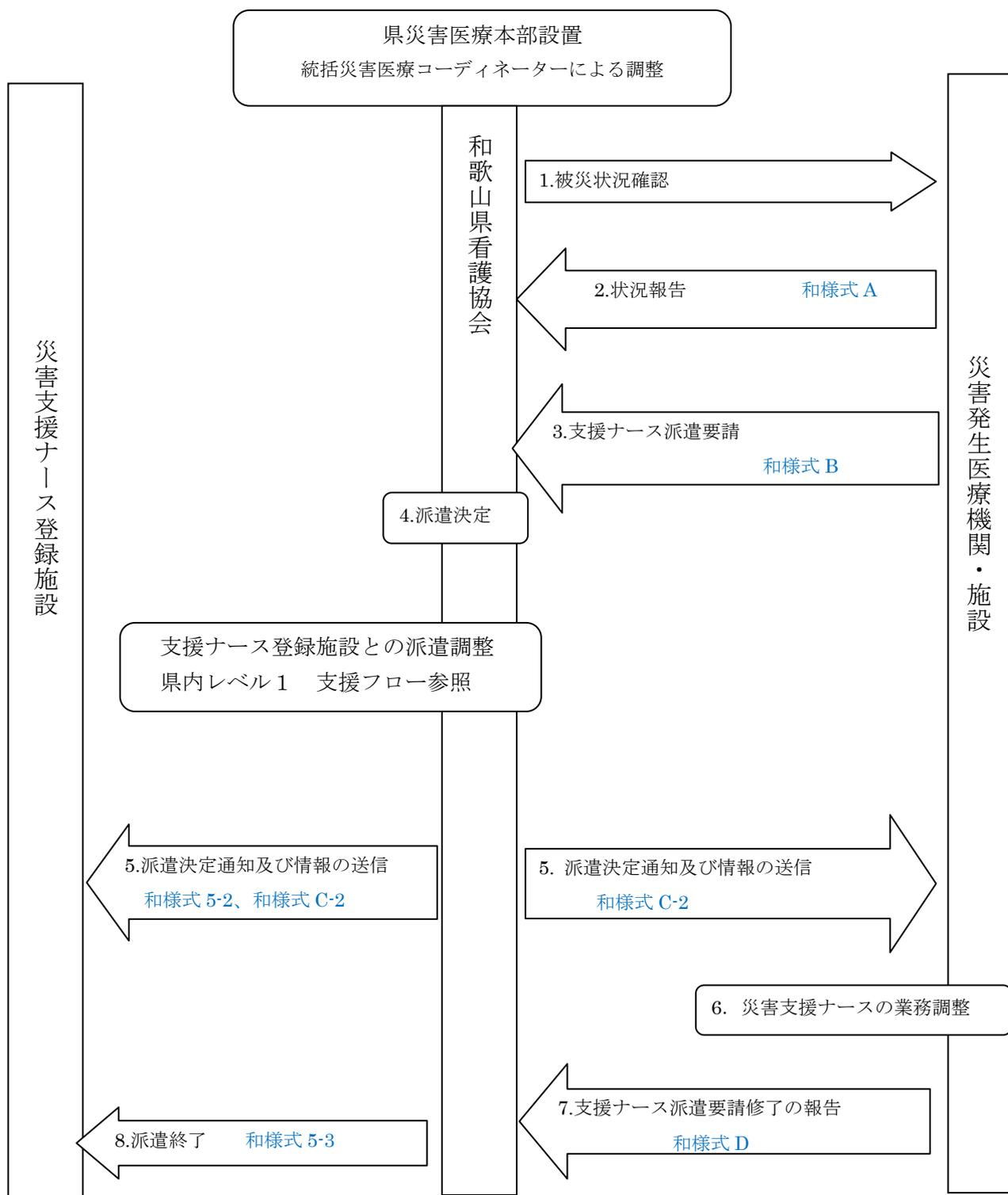
【和歌山県内での災害発生時、受援時の初動応援の流れ】(図3)



2. 県内発生の場合（レベル1）

- 1) 災害支援ナースの派遣が必要となる災害が発生した場合、被災地区支部、被災医療施設に本会は、情報収集を行う。
- 2) 被災施設の施設長は、被災状況に応じ「災害状況連絡票<和様式 A>」を本会に提出する。
- 3) 支援を必要とする場合、「支援ナース派遣要請票<和様式 B>」を本会に提出する。
- 4) 本会は被災内容を協議し、災害支援ナースの派遣調整を行う。
- 5) 派遣調整後、本会は被災施設長へ災害支援ナース派遣候補者の派遣決定について通知する。
<和様式 C-2>、<和様式 5-2>
- 6) 被災施設は、災害支援ナース派遣シフト表に基づき、応援を受けて実施する業務調整を行う。
(業務内容・人員調整・活動及び休息場所等)
※被災施設が支援を必要としなくなるまで、上記を繰り返す。
- 7) 被災施設は支援が不要となった場合、本会へ派遣要請終了票<和様式 D>を提出する。
- 8) 本会は被災施設より、「派遣要請終了票<和様式 D>」を受け、関係機関へ、災害支援ナースの派遣要請を終了したことを通知する。<和様式 5-3>

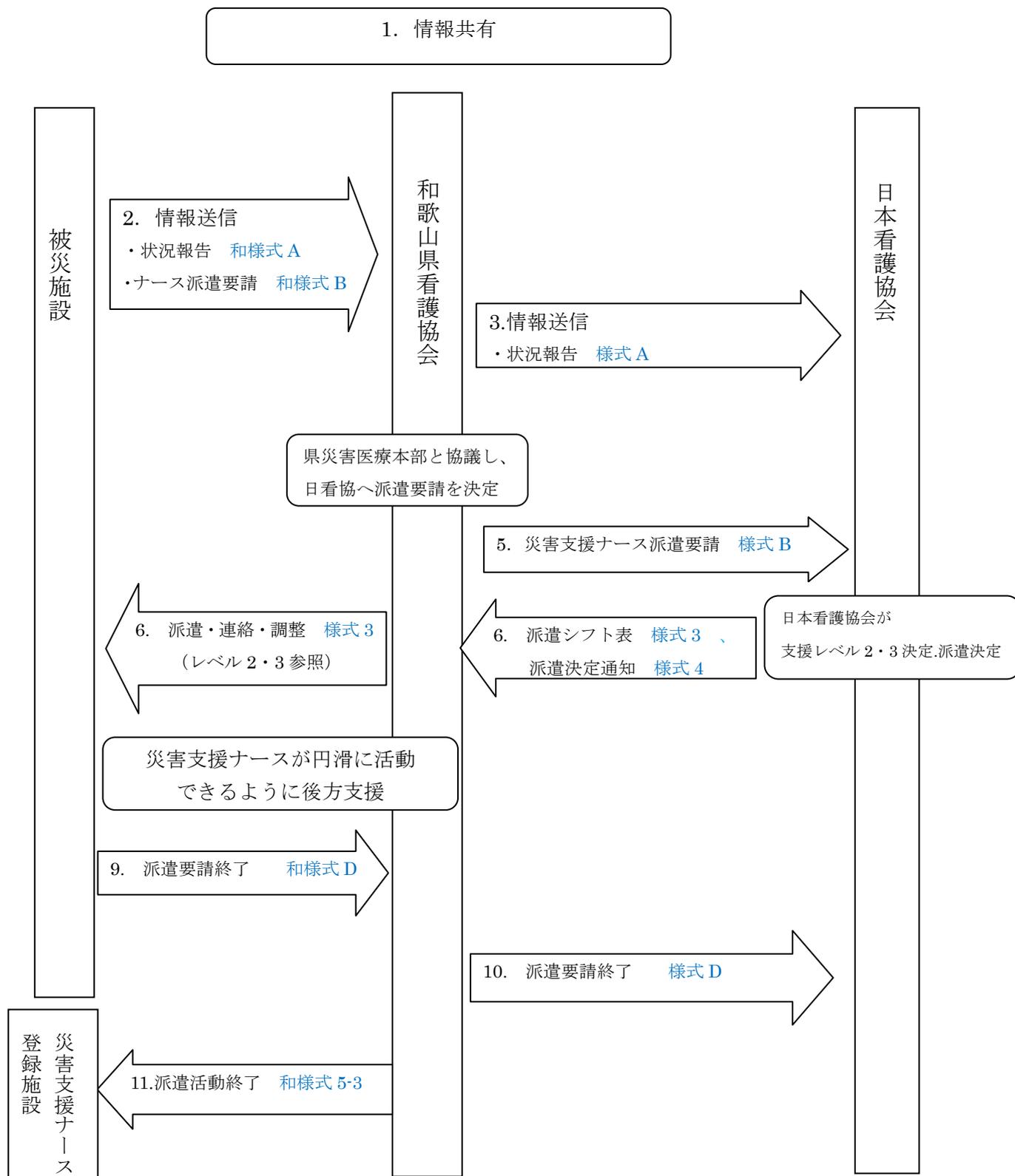
【派遣調整フロー】（県内発生・レベル1）



3. 県内発生の場合（レベル2、レベル3）表1)

- 1) 県内で大規模な災害が発生した場合、本会は被災状況の情報収集を行い、県と協議のうえ、日本看護協会と被災内容について協議する。
- 2) 被災施設の施設長は、本会に被災状況に応じ「災害状況連絡票<和様式A>、災害支援ナース派遣要請票<和様式B>」を提出する。
- 3) 本会は、日本看護協会に「災害状況連絡票【様式A】」を提出する。
- 4) 日本看護協会は、「災害発生に関する報告書【様式1】」を、各都道府県協会へ連絡（FAXまたはメール）する。
- 5) 本会は、県内の被災施設から災害支援ナースの派遣要請を受け、日本看護協会へ必要な内容（派遣者数・場所・期間等）を決定し、「派遣要請票【様式B】」を提出する。
- 6) 本会は、日本看護協会からの「派遣シフト表【様式3】」、「派遣決定通知【様式4】」を確認し、災害支援ナースの受け入れ施設へ連絡する。
- 7) 本会は、日本看護協会から派遣された災害支援ナースが被災地での活動が円滑に行えるよう、後方支援・調整をおこなう。
- 8) 被災施設は、災害支援ナース派遣シフト表に基づき、応援を受けて実施する業務調整を行う（業務内容・人員調整・活動及び休息場所等）
※被災施設が支援を必要としなくなるまで、上記を繰り返す。
- 9) 被災施設は支援が不要となった場合、本会へ派遣要請終了票<和様式D>を提出する。
- 10) 本会は被災施設より、「派遣要請終了票<和様式D>」を受け、日本看護協会へ、災害支援ナースの派遣要請を終了したことを通知する「災害支援ナース派遣要請終了票【様式D】」。
- 11) 災害支援ナースの派遣要請を終了したことを通知する。<和様式5-3>

【派遣調整フロー】（県内発生・レベル2・3）



4. 受け入れ施設の心構え

- ・感謝の気持ちを言葉にする
- ・労いの言葉をかける
- ・相手の立場に立って支援する
- ・相手も被災者であることを常に頭に入れて行動する
- ・愚痴・不平・不満を言わない

5. 受け入れ施設の対応

- ・災害支援ナースの受け入れ時の担当者を決めておく
- ・災害支援ナースの活動場所や休息場所を決めておく
- ・災害支援ナースの業務内容を具体的に決めておく
 - 例) ・おむつ交換や清潔ケアなど日常生活援助
 - ・災害支援ナースのスキルに応じて活動内容を相談する
- ・活動終了後は、労いや感謝の言葉をかけて見送る

※上記を参考に自施設での受援体制について、事前に準備しておく